

福知山市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郵送による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、福知山市財務規則（昭和54年福知山市規則第1号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件等)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、入札実施の公告又は指名通知書（以下「公告等」という。）において、入札の方法を郵便入札に指定したものとする。

(公告等の記載事項)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行うときは、公告等に財務規則に規定する事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 再度の入札ができる旨を定めるときは、その旨及び再度入札通知の内容
- (5) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(仕様書等の交付)

第4条 仕様書、図面、資料その他入札に必要な書類は、入札執行部署が交付するものとする。

(入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の提出方法)

第6条 郵便入札の参加者は、入札書を第3条第2号の到達期限までに郵送しなければならない。

- 2 前項の規定により入札書等を送付するときは、封筒に契約番号及び案件名称等必要事項を記載して、封かんした上で送付するものとする。
- 3 入札書を封入した封筒は、送付用の封筒に入れて一般書留又は簡易書留で送付するものとする。この場合においては、宛名を本市の入札執行部署とし、

表側に「入札書在中」と明示するとともに、入札参加者の住所、名称及び氏名（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）を記載するものとする。

- 4 複数の案件について入札書を送付する場合は、入札書は、案件ごとに個別に作成してそれぞれ個別の封筒に封かんするものとし、提出しようとする案件の提出期限前に到達するよう送付しなければならない。

（入札書の保管等）

第7条 入札書が到達したときは、これを開札日時まで入札執行部署において保管するものとする。

- 2 到達した入札書は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

（入札回数）

第9条 郵便入札に付した場合の入札回数は、3回以内とする。

- 2 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書提出先及び入札書提出期限その他必要事項を別途通知する。

（入札書の無効）

第10条 市長は、財務規則に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札書を無効とする。

- (1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかったとき。
- (2) 持参又は普通郵便等第6条に規定する方法によらずに提出されたとき。

（開札への立会い）

第11条 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状（様式第1号）を持参しなければならない。

- 2 開札の立会いを希望する者が2人未満のときは、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会わなければならない。

（開札）

第12条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

2 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留する。

3 前項の場合において、同一価格で入札した者全員が現に立会っているときは、その場で当該立ち会っている者がくじを引くものとする。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(落札者への通知等)

第13条 市長は、落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に連絡する。

(入札の延期等)

第14条 市長は、郵便入札において必要があると認めるときは、入札の延期及び中止並びに取消しをすることができる。

(異議の申し立て)

第15条 入札参加者は、関係法令等及びこの要領に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年6月22日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。